

お知らせ

1. 来年度より検認*¹を実施します。

令和6年度より令和6年6月1日時点で被扶養者を有する任意継続組合員に対し検認を実施します。詳細は、令和6年6月に御自宅あてに発送する通知を御確認ください。検認においては、収入確認書類等が必要となります。確定申告書の写しや雑所得の内訳がわかる書類等収入の内訳を確認できる書類や、送金の事実が確認できる書類（別居のみ）を保管願います。

*1 検認とは、被扶養者の収入等が要件を満たすか確認するものです。

2. 「年収の壁・支援強化パッケージ」の適用が始まりました。

認定の継続

令和5年10月20日以降、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増については、被扶養者認定を継続できる特例があります。今年の収入については、上記1のとおり来年度の検認で確認いたしますので、令和6年6月に御自宅あてに発送する検認に関する通知を御確認ください。

ただし、年金の増額等、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増以外の収入の増加により認定限度額を超過した場合は、特例はありません。超過したタイミングで取消手続を行ってください。

新規認定

令和5年10月20日以降、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増については、被扶養者認定ができる場合があります。希望する場合は、定められた新規認定に関する書類とともに、【様式第5号の4】「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」及び【様式第5号の5】「給与等に関する証明書（一時的収入増加）」を御提出ください。

3. 個人番号の提出が必要になります。

地方公務員等共済組合法施行規程の改正に伴い、令和6年1月1日より新規に認定する被扶養者について、個人番号の提出が必須となります。申告の際には、個人番号（マイナンバー）申告書を提出してください。

【問合せ先】

資格管理担当 048-830-6694